

改正 平成12年3月27日条例第33号

平成20年10月7日条例第45号

平成25年3月22日条例第13号

香川県環境影響評価条例をここに公布する。

香川県環境影響評価条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 技術指針（第4条）

第3章 環境影響評価に関する手続

第1節 配慮書の作成等（第4条の2—第4条の7）

第2節 方法書の作成等（第5条—第10条）

第3節 環境影響評価の実施等（第11条・第12条）

第4節 準備書の作成等（第13条—第20条）

第5節 評価書の作成等（第21条—第24条）

第6節 対象事業の内容の修正等（第25条・第26条）

第4章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第27条—第31条）

第5章 事後調査等の手続（第32条—第34条）

第6章 都市計画法の適用を受ける事業に関する特例（第35条）

第7章 香川県環境影響評価技術審査会（第36条—第40条）

第8章 環境影響評価法との関係（第41条）

第9章 雑則（第42条—第49条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うとともにその事業に係る事後調査を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価及び事後調査について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行われるための手続その他必要な事項を定めることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

2 この条例において「対象事業」とは、別表に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する一の事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの（環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する第二種事業及び同条第4項に規定する対象事業を除く。）をいう。

3 この条例において「事業者」とは、対象事業を実施する者（委託に係る対象事業にあつては、その委託をする者）をいう。

4 この条例において「事後調査」とは、対象事業に係る工事に着手した後において、当

該対象事業の実施が環境に及ぼす影響を把握するために行う調査をいう。

(県等の責務)

第3条 県、事業者及び県民は、環境影響評価及び事後調査の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

一部改正〔平成12年条例33号〕

## 第2章 技術指針

第4条 知事は、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査が適切に行われるようにするため、既に得られている科学的知見に基づき、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定、環境の保全のための措置その他の事項に関する技術的な指針(以下「技術指針」という。)を定めるものとする。

2 知事は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、香川県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

3 知事は、技術指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

## 第3章 環境影響評価に関する手続

### 第1節 配慮書の作成等

追加〔平成25年条例13号〕

(計画段階配慮事項についての検討)

第4条の2 対象事業を実施しようとする者は、対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域(以下「事業実施想定区域」という。)における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該対象事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る事業実施想定区域を管轄する市町長に同項の書面の写しを送付するものとする。

追加〔平成25年条例13号〕

(配慮書の作成)

第4条の3 前条第1項の規定による通知をした対象事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(第41条第1項を除き、以下「配慮書」という。)を作成しなければならない。

(1) 対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 対象事業の目的及び内容

(3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況

(4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

(5) その他規則で定める事項

2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業を実施しようとする者は、これらの対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。

追加〔平成25年条例13号〕

(配慮書の送付等)

第4条の4 対象事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、当該配慮書を送付するとともに、規則で定めるところにより当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

追加〔平成25年条例13号〕

(配慮書についての知事等の意見)

第4条の5 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、対象事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書

面により述べることができる。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について前条に規定する市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
- 3 第1項の場合において、知事は、配慮書について香川県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

追加〔平成25年条例13号〕

(配慮書についての意見の聴取)

第4条の6 対象事業を実施しようとする者は、規則で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

追加〔平成25年条例13号〕

(対象事業の廃止等)

第4条の7 対象事業を実施しようとする者は、第4条の4の規定による公表を行ってから第7条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び第4条の4に規定する市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

- (1) 対象事業を実施しないこととしたとき。
- (2) 第4条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。
- (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

- 2 前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の対象事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに対象事業をしようとする者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の対象事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに対象事業を実施しようとする者となった者について行われたものとみなす。

追加〔平成25年条例13号〕

第2節 方法書の作成等

一部改正〔平成25年条例13号〕

(方法書の作成)

第5条 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の5第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第4条の2第1項の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項(配慮書を作成していない場合においては、第4号から第6号までに掲げる事項を除く。)を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の目的及び内容
- (3) 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)及びその周囲の概況
- (4) 第4条の3第1項第4号に掲げる事項
- (5) 第4条の5第1項の知事の意見
- (6) 前号の意見についての事業者の見解
- (7) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目)

一部改正〔平成25年条例13号〕

(方法書等の送付)

第6条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、方法書及びこれを要約した書類(次条及び第7条の2第4項において「要約書」という。)を送付しなければならない。

一部改正〔平成25年条例13号〕

(方法書等についての公告及び縦覧)

第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

全部改正〔平成25年条例13号〕

(方法書説明会の開催等)

第7条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第6条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までにこれらの周知を図るために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の措置を講じた方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、方法書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 事業者は、第1項の規定により方法書説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、その実施状況を知事に報告しなければならない。

追加〔平成25年条例13号〕

(方法書についての意見書の提出)

第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第7条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成25年条例13号〕

(方法書についての意見の概要の送付)

第9条 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び第6条に規定する地域を管轄する市町長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

(方法書についての知事等の意見)

第10条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、方法書について香川県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

4 第1項の場合において、知事は、前2項の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

第3節 環境影響評価の実施等

一部改正〔平成25年条例13号〕

(環境影響評価の項目等の選定)

第11条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第8条第1項の意見に配慮して第5条第7号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

一部改正〔平成25年条例13号〕

(環境影響評価の実施)

第12条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定め

るところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

#### 第4節 準備書の作成等

一部改正〔平成25年条例13号〕

(準備書の作成)

第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 第5条第1号から第6号までに掲げる事項
- (2) 第8条第1項の意見の概要
- (3) 第10条第1項の知事の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解
- (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)

イ 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)

ウ 事後調査の計画

エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

- (7) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

一部改正〔平成25年条例13号〕

(準備書等の送付)

第14条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び第6条の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第6条に規定する地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町長(以下「関係市町長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

一部改正〔平成25年条例13号〕

(準備書等についての公告及び縦覧)

第15条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

全部改正〔平成25年条例13号〕

(準備書説明会の開催等)

第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第7条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは「第16条第2項において準用する第2項」と、「前条」とあるのは「第15条」と、「要約書」とあるのは「第14条に規定する要約書」と、同条第5項中「第1項」とあるのは「第16条第1項」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成25年条例13号〕

(準備書についての意見書の提出)

第17条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第15条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第18条 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び関係市町長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

(公聴会の開催)

第19条 知事は、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催することができる。

2 知事は、前項の規定により公聴会を開催したときは、当該公聴会において述べられた意見の概要を記載した書類を事業者及び関係市町長に送付するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての知事等の意見)

第20条 知事は、第18条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 第10条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により知事が準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前条に規定する市町長」とあるのは「関係市町長」と、同条第4項中「前条の書類に記載された意見」とあるのは「第18条の書類に記載された意見及び事業者の見解並びに第19条第1項の公聴会において述べられた意見」と読み替えるものとする。

第5節 評価書の作成等

一部改正〔平成25年条例13号〕

(評価書の作成)

第21条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第17条第1項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 第5条第2号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。) 同条から第23条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

(2) 第5条第1号又は第13条第2号から第4号まで若しくは第7号に掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く。) 次項及び次条の規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 第11条及び第12条の規定により当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を、規則で定めるところにより作成しなければならない。

(1) 第13条各号に掲げる事項

(2) 第17条第1項の意見の概要

(3) 第20条第1項の知事の意見

(4) 前2号の意見についての事業者の見解

(評価書等の送付)

第22条 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、知事及び関係市町長に対し、評価書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(評価書等についての公告及び縦覧)

第23条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

全部改正〔平成25年条例13号〕

(免許等に際しての環境の保全に関する配慮等)

第24条 知事は、事業者が対象事業を実施するにつき法令等の規定に基づく免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意（以下「免許等」という。）又は届出（当該届出に係る法令等において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下「特定届出」という。）を要することとされている場合において、当該免許等を行い、又は当該特定届出を受理する権限を有するときは、当該免許等又は当該特定届出の審査に際し、環境の保全の見地から当該対象事業に係る評価書の内容について配慮するものとする。

2 知事は、前項に規定する場合において、当該免許等を行い、又は当該特定届出を受理する権限を有する者が知事以外の者であるときは、当該免許等を行い、又は当該特定届出を受理する権限を有する者に対し、当該対象事業に係る評価書の写しを送付するとともに、当該免許等又は当該特定届出の審査に際し、環境の保全の見地から当該評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

一部改正〔平成12年条例33号〕

#### 第6節 対象事業の内容の修正等

一部改正〔平成25年条例13号〕

（事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続）

第25条 事業者は、第7条の規定による公告が行われてから第23条の規定による公告が行われるまでの間に第5条第2号に掲げる事項の修正をしようとする場合（第21条第1項第1号の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第5条から第23条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

（対象事業の廃止等）

第26条 事業者は、第7条の規定による公告が行われてから第23条の規定による公告が行われるまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、知事及び第6条に規定する地域を管轄する市町長又は関係市町長にその旨を届け出なければならない。

（1）対象事業を実施しないこととしたとき。

（2）第5条第2号に掲げる事項の修正をした場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。

（3）対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告するものとする。

3 第1項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、前項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

#### 第4章 評価書の公告及び縦覧後の手続

（対象事業の実施の制限）

第27条 事業者は、第23条の規定による公告が行われるまでは、対象事業（第21条第1項又は第25条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。

2 事業者は、第23条の規定による公告が行われた後に第5条第2号に掲げる事項の変更をしようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当するときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3 第1項の規定は、第23条の規定による公告が行われた後に第5条第2号に掲げる事項の変更をして当該事業を実施しようとする者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。）について準用する。この場合において、第1項中「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告が行われ、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行われるものに限る。）」と読み替えるものとする。

(評価書の公告後における対象事業の廃止等)

第28条 第26条の規定は、第23条の規定による公告が行われた後に第26条第1項各号のいずれかに該当することとなった場合について準用する。この場合において、同項中「第7条の規定による公告が行われてから第23条の規定による公告が行われるまでの間において」とあるのは「第23条の規定による公告が行われた後に」と、「第6条に規定する地域を管轄する市町長又は関係市町長」とあるのは「関係市町長」と、同項第2号中「修正」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第29条 事業者は、第23条の規定による公告が行われた後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第13条第5号又は第6号に掲げる事項の変更をする必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第5条から第23条まで又は第11条から第23条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、知事及び関係市町長にその旨を届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告するものとする。

4 第25条から前条までの規定は、第1項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、第27条第1項中「公告」とあるのは、「公告(第29条第1項の規定による環境影響評価その他の手続を行った後に行われるものに限る。)」と読み替えるものとする。

(事業者の環境の保全の配慮)

第30条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

(工事着手等の届出)

第31条 事業者は、対象事業に係る工事に着手し、又はその工事を完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、知事及び関係市町長にその旨を届け出なければならない。

## 第5章 事後調査等の手続

(事後調査の実施等)

第32条 事業者は、対象事業に係る工事に着手した後、評価書に記載された事後調査の計画に基づき、事後調査を行わなければならない。

2 事業者は、前項の事後調査を行ったとき又は評価書に記載された環境の保全のための措置を講じたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その結果を記載した報告書(以下「事後調査等報告書」という。)を作成し、知事及び関係市町長に送付しなければならない。

3 事業者は、前項の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、事後調査等報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、事後調査等報告書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

一部改正〔平成25年条例13号〕

(立入調査)

第33条 知事は、事業者が対象事業に係る工事に着手した後、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所又は対象事業が実施されている区域に立ち入り、環境の保全のための措置の実施の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(環境の保全のための措置の実施の要請)

第34条 知事は、第32条第2項の規定により事後調査等報告書の送付を受けた場合又は前



条第1項の規定により立入調査を実施させた場合において必要があると認めるときは、事業者に対し、環境の保全のために必要な措置を講ずることを求めることができる。

一部改正〔平成25年条例13号〕

#### 第6章 都市計画法の適用を受ける事業に関する特例

第35条 対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業についての環境影響評価その他の手続については、規則で定める。

#### 第7章 香川県環境影響評価技術審査会

（設置）

第36条 この条例の規定により環境影響評価及び事後調査に係る技術的な事項について調査審議させるため、香川県環境影響評価技術審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第37条 審査会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

（任期）

第38条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第39条 審査会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会長への委任）

第40条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

#### 第8章 環境影響評価法との関係

第41条 知事は、法第3条の7第1項（法第3条の10第2項の規定により適用する場合及び法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により配慮書の案又は配慮書について意見を述べる場合には、期間を指定して、当該配慮書の案又は配慮書について関係する市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、審査会の意見を聴くものとする。

2 知事は、法第4条第2項（同条第4項及び法第29条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により、法第4条第2項の届出に係る書面の写しの送付を受けたときは、当該届出に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する市町長にその写しを送付し、期間を指定して、法の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めることができる。

3 知事は、法第10条第1項又は第20条第1項（法第48条第2項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により意見を述べる場合には、審査会の意見を聴くものとする。

4 知事は、法第20条第1項の規定により意見を述べる場合には、第19条第1項に規定する公聴会を開催することができるものとする。

一部改正〔平成25年条例13号〕

#### 第9章 雑則

（手続の併合）

第42条 1又は2以上の事業者が相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときは、当該事業者は、これらの対象事業について、併せて第3章から第5章までの規定による手続を行うことができる。

（報告の徴収等）

第43条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項の報告又は資料の提供を求めることができる。

（勧告及び公表）

第44条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に

対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) この条例の規定に違反して環境影響評価、事後調査その他の手続を行わないとき。
- (2) 虚偽の記載をした配慮書、方法書、準備書、評価書又は事後調査等報告書を送付したとき。
- (3) 第27条第1項（同条第3項及び第29条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して対象事業を実施したとき。
- (4) 第33条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (5) 第34条の規定による必要な措置を講じないとき。
- (6) 前条の規定による報告若しくは資料の提供をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提供をしたとき。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた事業者がその勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

一部改正〔平成25年条例13号〕

（実地調査への協力要請）

第45条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、他人が所有し、又は占有する土地において実地に調査を行う必要があるときは、当該土地への立入りについて、当該土地の所有者又は占有者に協力を求めることができる。

（隣接県の知事との協議）

第46条 知事は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に本県の区域に属しない地域が含まれているときは、当該地域における環境影響評価、事後調査その他の手続について、当該地域を管轄する県の知事と協議するものとする。

（調査研究）

第47条 県は、環境影響評価及び事後調査に必要な技術の向上を図るため、当該技術に関する調査及び研究の推進並びにその成果の普及に努めるものとする。

（適用除外）

第48条 第3章から第6章まで及び第42条から第46条までの規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。

（委任）

第49条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4条、第7章及び附則第7項の規定は、平成11年4月1日から施行する。

（平成11年5月規則第40号で、同11年6月12日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、香川県環境影響評価実施要綱（昭和58年香川県告示第717号。以下「要綱」という。）の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

- (1) 要綱第7条及び第8条の手続を経た環境影響評価準備書 第15条及び第16条の手続を経た準備書
- (2) 要綱第9条第3項の手続を経た同項の書面 第18条の手続を経た同条の書類
- (3) 要綱第10条第4項の手続を経た同項の意見書 第20条第1項の書面
- (4) 要綱第12条の手続を経た環境影響評価書 第23条の手続を経た評価書

3 対象事業（前項に該当するものを除く。）であって次に掲げる事業（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに

限る。)については、第3章から第6章まで及び第42条から第46条までの規定は、適用しない。

(1) 施行日前に免許等が与えられ、又は特定届出がなされた事業

(2) 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項第1号の補助金又は同項第2号の負担金の交付の決定がなされた事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、施行日から起算して6月を経過する日までに実施される事業

4 前項各号に掲げる事業に該当する事業であって、施行日以後の内容の変更(環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。)により対象事業として実施されるものについては、第3章から第6章まで及び第42条から第46条までの規定は、適用しない。

(委任)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

(検討)

6 知事は、必要に応じこの条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

7 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例(昭和32年香川県条例第43号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成12年3月27日条例第33号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月7日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月22日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第41条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の第6条の規定により方法書の送付があった対象事業については、なお従前の例による。

3 改正後の香川県環境影響評価条例の規定は、この条例の施行の日前に着手した改正後の別表の5の項に規定する工場又は事業場の変更の工事の事業については、適用しない。

別表(第2条関係)

1 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業

2 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川に関するダムの新築の事業

3 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道の建設及び改良の事業

4 空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業

5 製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気事業(発電用の電気工作物(水力又は地熱を原動力とするものを除く。))を設置するものに限る。)及びガス事業(ガスの供給のために施設するガス発生設備を設置するものに限る。)に係る工場又は事業場の新設、増設又は変更の工事の事業

6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業

7 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業

- 8 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に掲げる終末処理場の新設又は増設の事業
- 9 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- 10 住宅の用に供するための土地（その土地と併せて整備されるべき道路、緑地その他の公共施設の整備の用に供する土地を含む。）の造成の事業（第9号に掲げる事業に該当するものを除く。）
- 11 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号に規定する工業団地の造成の事業（第9号に掲げる事業に該当するものを除く。）
- 12 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業その他の流通業務を目的とした団地の造成の事業（第9号に掲げる事業に該当するものを除く。）
- 13 レクリエーションの用に供される施設用地の造成の事業
- 14 土又は採石法（昭和25年法律第291号）第2条に規定する岩石の採取の事業
- 15 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業  
一部改正〔平成20年条例45号・25年13号〕